

中野里アフォーラム

2011 / JULY

中野公認会計士事務所

第53号

所感



公認会計士
中野淑夫

グローバルビジネスマンの条件

一、日本人の価値基準

我が国の内需向け企業の成長は望み薄だが、海外を目指すグローバル企業には成長の余地は大きいにある。しかし、それはそれなりに競争は激しい。

一般的に日本人は律儀で長期的・継続的信用を大事にする。また、日本社会の価値基準として、秩序と紐帶とよくいわれる。これらは今回の東日本大震災で改めて日本人の美点として認識されたが、これは資源の乏しい単一民族社会が生んだ「分かち合い文化」である。

したがって、常に相手の立場を考え、逆の場合を思い、持ちつ持たれつの関係を重んずる。そうした日本人の特質も、諸外国のスピード的な取引には対応が遅いといわれ、弱いと見ればとことん喰いつくような商売方式に、日本のビジネスマンは戸惑いを隠せない。個人の「我」の主張が常態化している外国社会とは日本は対極にある。

そこで、グローバル企業を目指し、外国企業と取引する場合には、少なくとも以下のよろざ姿勢が必要と思われる。

二、多様な取引基準で対応

国内に限れば日本基準でよいが、一旦、国外に

出れば相手の土俵での戦いである。特に交渉のスピードとタフさに幻惑されがちであるが、取引条件や品質基準、クレーム対応等々に関し、ワンパートナーのマニュアル化した国内基準だけで交渉するのではなく、相手によってダブルスタンダードどころか、多種多様な基準をもつて臨機応変に対応する必要がある。

これは何も国外に限らず日本国内の取引でもいえることである。例えば、地場の企業が他府県へ進出する場合や、同じ地区でも規模の大小、取引歴の長短でも対応は異なるはずである。

こうした対応力は人間同志の駆け引きであり、定量化できない領域である。しかし、いかなる取引形態があるうとも、国益としての知財の保全など、世界経済への貢献という使命觀を忘れてはならない。

三、森を見て木を見る習性を

経済的背景や業界状況を俯瞰すると、相手の位置がわかり、相手の狙いも抱えている課題も明らかになる。

最初から相手だけを見ていると、相手のベースにはまり後ではそを嘔むことになるから、相手の同業者とも広く付き合い、生きた情報を得ることが必要である。人見知りをしたり、議論を避ける

ようでは話にならない。

当方が優位な製品や、また、相手が欲する品にもからず、予想以上の注文数に飛びついで、「短期納期」「返品自由」等の条件を飲まされることは、足許を見透かされているのである。もつと毅然として自己主張すべきである。

日本の品質はよく、且つ、日本人は約束を守ると評価されるだけでは、儲け下手の商人としてしか見られない。眞面目だけでは抜け目のないシックリしたビジネスマンとしては評価されない。

四、常に和戦両様の備えを

取引をする場合も、結果の出ぬうちに、独占交渉権や独占販売権等を相手に渡してしまったと、引き伸ばし作戦に引っかかり、商機を逸することになり兼ねない。

期限を切つて、次の顧客と交渉できる契約にしておく必要がある。そして、契約不履行の場合も想定して諸条件を取り決めるべきである。

また、最初に話のあつた相手先に義理を立てることも大切かも知れないが、製品内容をオープンにして、互いに競わせ有利な条件を引き出すことも重要である。しかし、ルールをいかに決めてでも、また、任せてよいこととそうでないものの区別をしても、常にチエックをする必要がある。

違反があった場合でも日本企業は厳しい対応をせず、何も言わないことが多い。その結果、相手は認められたと思い、結局「やつた者勝ち」の印象を相手に与えててしまう。相手を批判する前に自己の行為反省すべきである。

五、敵を知り己を知れば 百戦危うからず

日本の技術者や営業マンは、世界各国でのマーケティングやマネジメントのあり方について、必ずしも熟知しているわけではない。その上、言葉

の障壁もあるが、交渉の煩わしさを避け、つい最終的には日本の大手企業や現地商社に依存し、自らは納入業者に甘んじる企業が多い。

新興国は法制度が未整備だと、騙されるからとかで参入を逡巡していると、新市場に強固な基盤を築くタイミングを逸してしまい、チャンスは二度とやってこないだろう。改めて自らの製品の最終消費者は誰か、取引相手の強みと弱み、民族の特性は何か等を見極めれば、取り組むべき相手と取り組み方はわかるはずである。

取引の最初の接触は人であるが、日本人は安易に人を信用しすぎると、特に女性は従順だと思い込む。その人の本性や背景、業界の中での風評等を把握する必要がある。人的ネットワーク力と目利き力の有無がしたたかなビジネスマンの必須条件である。

六、「ガメツ」く、且つ、誠実に

忘れてはならないのは、世界各国の人々の生育った生活環境や考え方は千差万別だが、ユーモアや人間としての基本的な基準は大きく変るものではないということである。

ビジネスは厳しく、しかし、仕事を離れば親しまれ尊敬される血の通つた人間でないと取引は永続きしない。教養のあるビジネスマンならば、エチケットや文化力は世界共通のものであり、日本本人の謙譲の美德も理解されることを知っている。その意味で日本のビジネスマンはもつと教養を積み、スタミナも付け、不退転の決意で現地に飛び込み、相手も一目置くよくなたくましさが欲しい。商売に関するガメツさと誠実さは両立するものである。激論の後のワイン・ワインの関係づくりのキーマンは、最前線のビジネスマンが担っている。

税務コーナー

相続税改正の 方向性と その影響

平成23年度の税制改正では、相続税の大幅な増税が注目を集めています。この改正は、平成23年4月1日以後の相続について適用される予定でしたが、震災の影響もあり、未だ国会で可決されていません。しかし、税法改正の方向性としては、少子・高齢化の流れの中で財源確保の観点から、相続税の増税が行われる可能性は依然非常に高いと思われます。

そこで、増税があった場合の1つのケースとして、平成23年度税制改正案に基づき、その影響をみてみたいと考えます。

1. 相続税の基礎控除の引下げ

基礎控除の引き下げ。

| 現 行 | 改 正 案 |
|-------------------------|-----------------------|
| 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数 | 3,000万円+600万円×法定相続人の数 |

※なお、法定相続人の数の計算は従来のままです。

2. 相続税の税率構造の見直し (6段階から8段階へ)

最高税率の引き上げ。

| 現 行 | | | 改 正 案 | | |
|---------------|-----|---------|---------------|-----|---------|
| 法定相続分に応する取得金額 | 税率 | 控除額 | 法定相続分に応する取得金額 | 税率 | 控除額 |
| 1,000万円以下 | 10% | — | 同 左 | 10% | — |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 | 同 左 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 | 同 左 | 20% | 200万円 |
| 1 億 円 以 下 | 30% | 700万円 | 同 左 | 30% | 700万円 |
| 3 億 円 以 下 | 40% | 1,700万円 | 2 億 円 以 下 | 40% | 1,700万円 |
| | | | 3 億 円 以 下 | 45% | 2,700万円 |
| 3 億 円 超 | 50% | 4,700万円 | 6 億 円 以 下 | 50% | 4,200万円 |
| | | | 6 億 円 超 | 55% | 7,200万円 |

3. 基礎控除の引下げ及び税率の 引上げによる相続税額への影響

(参考：相続人が子2人の場合の相続税額)

| 課税価格 | 現 行 | 改 正 案 | 差 額 |
|---------|----------|-----------|---------|
| 7,000万円 | 0円 | 320万円 | 320万円 |
| 1 億 円 | 350万円 | 770万円 | 420万円 |
| 3 億 円 | 5,800万円 | 6,920万円 | 1,120万円 |
| 5 億 円 | 1億3,800円 | 1億5,210万円 | 1,410万円 |
| 10 億 円 | 3億7,100円 | 3億9,500万円 | 2,400万円 |

(例)相続人が子2人、遺産総額3億円の場合の相続税額

【現行】5,800万円 → 【改正案】6,920万円(1,120万円増税)

平成21年に亡くなった人のうち相続税の課税対象になったのは4.1%でしたが、基礎控除が引き下げられると、6%台に増加すると予想されています。左記の例(相続人が子2人)の場合、現行では遺産総額が7,000万円(5,000万円+1,000万円×2人)までは相続税がかかりませんが、改正案では4,200万円(3,000万円+600万円×2人)を超えると相続税がかかることになります。従来は相続税が無縁だった人にも課税が及ぶ可能性が出てきます。

税率の引上げで影響を受けるのは、課税財産が2億円超3億円以下の相続人(税率40%から45%へ)、及び6億円超の相続人(税率50%から55%へ)です。

4. 死亡保険金の非課税限度額の見直し

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 500万円 × 法定相続人の数 | 500万円×次のいずれかに該当する法定相続人の数 ①未成年者 ②障害者 ③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者 |

(例)妻と子2人(成人、かつ、別生計)が相続した場合の保険金の非課税限度額

【現 行】500万円×3人=1,500万円

【改正案】500万円×1人(妻)=500万円

非課税限度額を計算する際の「法定相続人」の範囲が、「未成年者、障害者、または被相続人と生計を一にしていた者」に限定されます。従って、例えば、被相続人と同居していない成人で、自ら生計を立てている者は、法定相続人の数に含まれなくなります。

(→非課税金額の減少)

※なお、「死亡退職金」の非課税計算は従来のままでです。

(備考)法定相続人は民法で定める相続人をいいます。

なお、上記の数値はあくまでも平成23年度改正案に基づく試算です。今後の国会審議の過程で、具体的な数値に異動が生ずるかもしれない点は、ご理解のうえ、今後の動向に注意していただければと考えます。

(税理士 今村真菜)

論壇

生活者発想

(株)博報堂 博報堂生活
総合研究所 所長 嶋本 達嗣

I 生活者発想とは

私たちの仕事は、得意先と顧客を繋ぐことになりますが、繋いでいくには相手のことを知らないかもしれません。それは、相手が抱いている価値観を知ることにあるのですが、立場の違いによって相手の持つ価値観の受け止め方は様々です。企業側の視点に立つと、人を見れば顧客、すなわち、人は消費者であるという考え方です。

しかし、人は消費するために生まれてきたのではありません。大切なことは、人がどのようにして豊かな人生を、歩みたいと考えているかを知ることです。その上で、その人にとて必要な生活の道具やサービスを発想していくことです。

II 人間を「まるごと」観る

生活者発想の基本は、人間を「まるごと」観ることから始まります。例えば、食品メーカーであれば食品と人との関係だけを見ますが、そうではなく、その人がどのような家族・どのような友人関係を作ろうとしているのか、あるいはどのような旅を好むのか等を知った上で食品を考えるといった具合です。

特定の視点だけでは把握できない、その人をつき動かしている原動力の本質（欲望・欲求）を、多面的に「まるごと」観ることでつかみ、本質に

適合した商品・サービスを提案していくのが生活者発想です。「まるごと」観るということは、生活者を観察することによって実践されます。

III 生活者観察からアイデアを見つけ出す

次に、我々が実践している生活者観察からアイデアを生み出すため、四つの視点を紹介します。

① 事実の見方・事実有根ということ

さまざまな事実の向こう側にある、時代の価値観をどう読み解くかという話です。我々の研究所員に、日常生活の中で、気になつた面白いこと・不思議なこと・違和感を持った事柄等を書き留めておくよう指示を出します。そして数日後、書き留めた事実を壁に張り他所員のものと見比べあって対話をします。議論を進めていく中で、全く無関係であろうと考えられていた事柄が、実は同じ根から派生していることに気がつきます。

例えば、次のような事柄について、議論を重ねたことがあります。

(イ) 東京マラソン (ロ) 記憶の銀行 メモロ

(ハ) 太陽光サーチャージ

得られた結論は、「共生の確認」です。東京マラソンは、全国から3万五千人のランナーが参加します。まさに瞬間大衆です。また、記憶の銀行メモロは、イタリアの若者から発信され、現在、日本も含め14カ国に拡がっています。70歳以上の老人が語る古い話をビデオに収録し、ネット上に公開し一人ひとりの思い出を社会的財産として共有

しようという試みです。

さらに、太陽光サーチャージは、太陽光発電を推進する目的で国民に浅く広く負担を求めていきますが、これを負担増として捉えるより、子供達に将来も青空を残していくための、少額の投資を見ようというのです。これらの事柄は、「個」では無くて「共」で、何かをするといった内容になっています。日本社会は、高度成長期以後、大衆が分散した個の時代へと移行しましたが、社会的安全が保たれていた時代から、先行き不透明で社会的安定が保もたれなくなつた現在では、「個」では不安であるため「共生」を考えることで、安心を得ようとする「根」があると考えます。

歴史アーム・地域コミュニティづくり・地球環境保全への取り組みなども根っここの部分は同じかもしれません。企業の販売戦略においても、ブランドは顧客と共に育っていくといった考え方で顧客を取り込んでいる企業もあります。

② 数字の見方・数字は偉大な表現者

次の視点は、感覚を数字にして社会像とか人間像を理解する手法です。例えば、「近所は何メートルぐらい?」「過去は何年前?」「小銭は何円ぐらい?」といったアンケートに答えていただきます。平均値を扱う場合の注意点は、極端な数値回答は除外することや、正規分布の得られたアンケート回答のみ採用するといった点ですが、感覚で捉えていたものがひとつずつ数値として表せることになります。

そうしますと、近所は約472m、過去は5・5年、小銭は710円といった平均値は、性別や年齢別でした。もちろんこれらの平均値は、性別や年齢別あるいは地域別で異なります。北海道のように、お隣さんまで3kmあるといった場合と都市部の感覚では結果に差がありますが、数値化により見えます。

女性より男性のほうが近所の距離が長いとか、あるいは男性より女性のほうが過去になるのに時間がかかる、若者は高齢者よりも過去になるのが早いといったことがわかつてきます。

これらの結果を踏まえると、例えは、未来の高齢者社会においては、狭い範囲で日常生活の用事が完結するコンパクトコミュニティが求められるとの方向性が見て来ます。反面、コンパクトにすれば「層」が近所が狭くなり、体を動かす機会が減つて健康上の不安は残ります。むしろ、遠くても行きとなるような施設や企画を準備すれば、より快適なコミュニティができるということも同時に見えてきます。

③ 言葉の見方・人の言葉は多面体

次の視点は、日常的に交わされる言葉です。発言を組み立て直して隠れた真意を見つけだそうとするものです。

人は、自分の考えを他人に伝えるとき言葉を介しますが、その言葉の持つている真意が正確に伝わっていない場合があります。例えは、女性がよく口にする「かわいい」という言葉ですが、この「かわいい」の本質が何であるかということは案外とわかりません。そこで、「かわいい」という言葉から連想されるイメージを回答してもらうというアンケートを実施します。複数の回答をしてもらいますが、その中で最も多かったのが、「小さい・プチ」といったイメージで、さらに「丸い」と続き「犬・猫」といった回答もありました。

それでは、「かわいい」といわれるものを作ろうとすれば、「小さくて丸いもの」を作れば良いのかとなります。しかし、それではあまりに表層的で平凡過ぎます。我々は、さらにアンケート回答を深く探ります。そうしますと、回答順位は低いのですが、「ギュウ」としたい」「さわりたい」といった回答が見つかります。

そこで、「小さくて丸いもの」以外に「ギュッ」と

「したい」といった要素が、「かわいい」を構成していることを見出し理解が深まっていきます。抱き枕市場が結構大きい理由がうなづけます。

このように、言葉を多面的に見ることにより裏面にある真意を読み取ることで社会の像を理解す

特別寄稿

亡国の日本国債 —市場の反撃がこわい

同志社大学名譽教授
マネーエツセイスト
杉江 雅彦

同志社大学名誉教授
マネーエツセイスト

④場景の見方・場景は未来を映す

四つの視点は、日常の場景の中から社会像や未来の姿を読み取る方法です。具体的には、対象の方々に日常の場景を写真に撮ってもらい、そのリアルな場面を一覧して将来の暮らしの風景を読み解いていくといった方法です。

例えば、「幸せ」というテーマで写真を撮つてもらいました。家族の影を撮つたもの、恋人同士の手を重ねたもの等は、写真を撮つた人の強い思いを感じさせられます。最も多かったのは、犬・猫・小鳥などのペット、自身で育てている菜園な

人はペットを飼育したり、食べ物を育てたりすることに「幸せ」を感じているということですが、これらは、建設デベロッパーがタウン開発をする際に、その住民達がともに育てることのできる、花壇や植え込みを用意するといった手法で応用しています。さらに、これら「飼育」「食育」「緑育」という育てる行為で、幸せを感じる視点から発想して、「物育」という物を育てても喜びを感じるのでは、という視点を得るわけです。

IV 生活者発想を実行に移すために

創造性は、特定の科学者や研究者だけが持つものではなく、日常生活の中から生まれくる。

好意心を持って世界を見つめました。更に、持つて、想いを発し続けましょう。

米格付け会社大手のムーディーズが、日本国債の格下げを検討していると発表したのが5月末だった。向う3ヵ月間の様子をみて決めるという。ムードイーズの格付けでは日本国債は上から三番目で（ちなみにスタンダード& Poor'sは四番目）、このレベルからさらに格下げすると、日本国債に対する世界の信頼度がますます低下するおそれがある。

その一つであるムーディーズから日本政府に対する批判といえる警告が出されたのであるから、消費税増税と社会保障の一体改革論議を早急に推進して、市場の不安を払拭する責任が政府と与野党にはある。それにもかかわらず、どこまで財政再建に本気で取り組むつもりなのか、いまひとつ

方向性と気力が見えてこないのが気懸かりでならない。

あるのに対して、米国はせいぜい60%ぐらいしか国内では売れず、海外とくに中国と日本が大量に購入してなんとかしのいでいるのが現状である。

日本国債と米国債とではどちらが信頼度が高いのか、その比較は複雑でむずかしいので軽々しい結論は出しかねる。たしかにGDPに対する政府債務の比率は日本の方がはるかに悪いが、逆に日本は国債発行額の90%以上を国内で消化する力がある

もつともそれより前に、大量に日本国債を保有している国内金融機関に評価損が発生して、一気に金融危機を引き起こす可能性の方が高いかもしれない。そのような最悪のシナリオにならないためにも、財政再建に早く道筋をつけるべきである。与野党が互いに意地の張り合いをしている余裕はない。

た根の部分をつかむ、イメージを数字に置き換える、言葉を分解して再構築してみる、日常の場景に写り込んでいる将来の場景を読み取ることをしますが、最後に生活者発想を実行に移すための心構えを3点述べておきます。

③明軒の精神で行こう

③明転の精神で行こう
世の中の事象を明るく捉える。例えば、不景気

経営コーナー

内部監査の効用

監査の歴史

監査の歴史は15世紀のイギリスで、王家の財産を管理する会計人の行為を、王家の監査人がチェックしたことが始まりであるといわれています。その後イギリスでは19世紀半ばに株式会社の経営者を監視する役割として会計監査役制度が導入され、会計士が就任するようになりました。

アメリカでは監査役制度は導入されず、経営者＝株主の状況下で、経営者が従業員の会計不正や誤謬を摘発することを期待して、外部会計士に監査を依頼するようになりました。

日本では、古くは江戸幕府に目付（旗本・御家人の監視役）や大目付（大名や朝廷の監視役）、勘定吟味役（老中直属で勘定奉行等を監査）の役職がありました。

監査の歴史は意外と古いといえます。

内部牽制と内部監査

親方と丁稚だけなら親方の目は行き届きますが、会社規模が大きくなると経営者だけでは管理できなくなります。そこで手続遵守や会計不正及び誤謬の防止・摘発は、まず内部牽制システムに委ねられます。

内部牽制システムの基本は、1つの行為に複数の人が関与することにより、お互いの行為を相互チェックさせる仕組みです。承認行為の他、販売・出荷・代金回収・記帳といった一連の機能を分担させることも含まれます。この仕組みが機能すれば、共謀されない限り私的流用や不正の危険性は格段に低下します。

しかし内部牽制システムは無視されたり運用されない可能性があります。そこで内部監査により、内部牽制システムが継続的に運用されているかどうか評価する必要性が出て来ます。内部監査は会社ルールや法律・会計基準といったルールに則っているか、定期的にチェックする機能として徐々に発展してきました。

現代日本では証券取引法監査が1951年から始まり、5年かけて正常な監査を機能させる際の3年目に内部監査の充実が求められたため、1950年代に内部監査を実践し始めた会社が多いといわれます。

内部統制との違い

似た言葉として「内部統制」があります。これは内部牽制といった後ろ向きの手続でなく、会社の目的達成のために前向きな手続として、会社が構築するルール全体を指します。

ここでの目的には予算達成のための業務目的だけでなく、法令遵守目的や適切な決算報告目的も含まれます。利益が好調であっても、違法行為が明るみに出て莫大な損害賠償義務が生じたり、もしくは利益自体架空であったならば何の意味もありません。内部統制は株主や経営者が自分の身を守るためにツールであるといえます。

実は内部統制の一部に内部監査が含まれます。目的達成のための内部統制手続が守られているかを定期的にチェックするのが内部監査です。そこで発見した事項は勿論改善勧告しますが、社長直属の機関ではありますが、該当部門から要望・相談を受けてアドバイスしたり、会社にとって必要と認めれば環境の改善を進言することも内部監査の機能の一つでしょう。

内部監査の方法

上場会社以外は、内部監査が基本的に法律で強制されていませんので、会社が独自に実施内容を決定すれば何でもOKです。ISOでも内部監査は重要視されています。

- ・内部監査部門を設置又は外部監査人に委託
- ・毎年実施又は数年に一度実施
- ・対象は会計／法律／品質／環境等
- ・内部監査人が評価又は現場部門が評価・検討する状況に内部監査人が立会

会社にとって重要性の高い業務を優先的に監査すべきです。利益額が極めて大きい事業や、逆に巨額の赤字を計上している事業は、内部監査の必要性が高いといえます。

まとめ

内部監査では現場部門からの信頼なくして有効・効率的な監査ができないので、内部監査を実施する人には何より誠実性が求められます。

内部監査の理論は発展しましたが、意外と内部牽制すら十分にできていない会社もあります。会社の重要業務は誰がいつどうやってチェックしているのか、一度確認されてみてはいかがでしょうか。（公認会計士 人見敏之）

法律 コーナー 超高齢者社会と 高齢者の法的支援

1はじめに

現在、65歳以上の高齢者の人口は総人口の23%にもぼつており、今後その割合はますます高くなっています。わが国は超高齢者社会に突入しております、様々な問題を抱えています。このような社会の到来を見据えて、平成12年4月に成年後見制度が発足し、それ以来11年を経過しました。ここでは、高齢者の財産管理、生活支援などのシステムについて、現状に触れながら紹介したいと思います。

2法定後見制度 (後見・保佐・補助)

成年後見制度といふのは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について(以下「本人」といいます)、援助者を選んで法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見には後見(判断能力が全くない人を対象とする)、保佐(判断能力が著しく不十分な人を対象とする)、補助(判断能力が不十分な人を対象とする)の3種類があります。法定後見は、申立てにより家庭裁判所が判断して開始します。後見の場合は後見人が、保佐の場合は保佐人が、補助の場合は補助人が選任されます。後見人は本人の財産管理について全般的な代理権をもち、また本人の行為について取消権をもちます。保佐人は、本人の借金、不動産の処分などの重要行為について同意する権限をもします。また、補助人は、裁判所が定めた特定の行為につ

いて同意する権限をもちます(同意なしに行われた本人の行為は、保佐・補助ともに取り消すことができます)。

このように重要な財産行為について、本人を代理したり、本人の行為に同意したり、あるいは同意なしに行われた本人の行為を取り消したりすることにより、本人の権利を擁護する制度なのです。

平成22年を例にとると、法定後見の申立件数は全国で30,079件、そのうち82.7%が後見開始申立でした。裁判所は、全体の75.1%の事件について2カ月以内に結論を出しており、比較的早期に処理されています。

また、本人の精神的能力について裁判所が鑑定を実施したものは17.7%にすぎませんでした(低廉に手続きが進むことを意味しています)。申立事件のうち裁判所が申立を認めたのは92.7%となっています。

なお申立ては本人、配偶者、4親等内の親族のほか市区町村長も行うことができますが、市区町村長による申立ては全体の10.3%を占めました。

3任意後見

任意後見制度は、本人が任意後見人の候補者との間で予め結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になつたときに、任意後見人が本人を援助する制度です。すなわち、本人の健全な時期に、精神的能力が減退した場合のことを考えて将来他人に重要な行為を託す制度です。

任意後見人にどのような権限を与えるかは任意後見契約によって決まります。任意後見契約は公正証書としておかなければなりません。また、その契約の効力は申立てにより家庭裁判所が任意後見監督人を選んだときから発生します。そして、任意後見監督人は任意後見人の事務を監督します。

平成22年の任意後見契約締結の登記は合計8,

監督人選任の申立件数は602件と意外に少数です。

最近、高齢者などの財産のうち日常生活で使われる予定のない資金を信託銀行等に信託し、臨時の支出のために信託財産が必要な場合は、後見人が家庭裁判所に理由を説明して指示書の交付を受けるものとし、それがなければ引き出せないシステム(後見制度支援信託)が最高裁から提示され、はじめのうちは今年4月からスタート予定とされました。

これは、高齢者などの財産を使い込む後見人(家族が後見人になっている場合にその例が報告されている)の不正行為を防止するために提案されたものです。しかし、この制度は成年後見に関係する諸機関との協議がなされないままに提案されたこと、その内容にさまざまな問題点が含まれていることなどが指摘され、4月導入は見送られ、今都弁護士会でも運営しています。

後見制度支援信託

この制度は、高齢者などの財産を使い込む後見人(親族が後見人になっている場合にその例が報告されている)の不正行為を防止するために提案されたものです。しかし、この制度は成年後見に関係する諸機関との協議がなされないままに提案されたこと、その内容にさまざまな問題点が含まれていることなどが指摘され、4月導入は見送られ、今都弁護士会でも運営しています。

4他の支援制度

自治体の社会福祉協議会が、預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れなど利用者の日常の生活費の管理、あるいは預貯金の通帳、年金証書、契約書類などの証書類を預かるサービスをしてい

る例があります(日常生活自立支援事業)。

また、各地の弁護士会の中には、財産管理(預貯金の通帳などの保管を含む)・身上監護をする弁護士を紹介し、本人と弁護士の間で契約が結ばれた場合、弁護士から定期的に報告を受け、適切な支援活動が行われているかどうかをチェックするシステムを運営しているところがあります(京都弁護士会でも運営しています)。

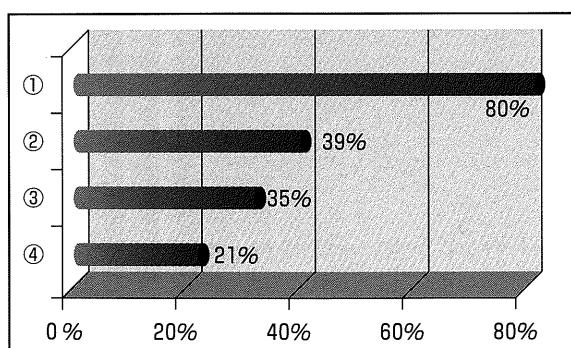
5後見制度支援信託

(弁護士 安木 健)

データ情報

納税者が誠実である理由

納税者が自らの納税額を正直に申告し、納付することに最も影響を与える要因を調査したところ、以下のようになった。



[出典: JOURNAL OF ACCOUNTANCY 2011年4月号]
(公認会計士 土屋まり)

エチケットに見る お国柄

(7)

「ミュニケーション・コンサルタント

松尾 梅子

誰がための席次か？

日本人は「上座」と「下座」のルールに極めて敏感で、会食の座敷になると、まず床の間を背にした上席の位置を確かめる。このような日本的な習性のためか、今流行している西洋流マナー塾も「席次」に熱心である。「暖炉の前に座るのが上席だの、「庭が見渡せる側が上席」だの、「フランス式席次」と「英國式席次」の違いだの、「うんちくを傾けて解説してくれる。レストランで食事となると、マダムはこちら、ムッシュユはあちら、などと仕切りたがるギャルソンもいる。

欧米では、もてなす側の女主人（ホステス）の座る位置が、席次を決める唯一の目安である。食卓は細長い長方形が基本で、その中央部にホステスとホストが向かい合って座るのが「フランス式」である。他方、「英國式」では、もてなす側は食卓の両端に座る。いずれの場合も、主賓（男性）は、ホステスの右側、第二席の上客（男性）は左側に座る。同伴者（女性）はそれぞれホストの右側と左側に座る。しかしこのような厳格な席次は、ノーベル賞授賞式の晩餐会や宮中晩餐会でなければお目にかかるない。

欧米では、家にお招きするのが最高のおもてなしである。客は食卓のサイズからせいぜい6人から12人までである。ホステスの席は、家の間取りによるが、給仕人のいる家は、給仕人に目で合図を送れるように、ホステスは台所とは反対の側にノーベル賞授賞式の晩餐会や宮中晩餐会でなければお目にかかるない。

そこで、一般的の会食では、英國式とフランス式をミックスした席次が好まれる。ホステスとホストは英國式で、主賓はフランス式とかである。ドイツであろうが、イタリアであろうが、似たよう

がしらけてしまう。

そこで、一般の会食では、英國式とフランス式をミックスした席次が好まれる。ホステスとホストは英國式で、主賓はフランス式とかである。ドイツであろうが、イタリアであろうが、似たよう

座り、給仕人のいない場合は、台所に近い側に座るとされる。他の席次は、性別、年齢、身分など

を目安にして、ホステスの自由裁量に任される。

昨今は「ジエンダーフリー」なので、必ずしも

「マナー教室」の解説通りにことが運ぶとは限らない。有名な例はドイツのマルケル首相で、学者

の夫とペアで公の席に姿をみせた試しがない。

フランス式の席次の難点は、食卓の両端が末席であることがはつきり過ぎることにある。もともとフランス式は王族が主催者で主役でもあるよ

うな晩餐会を想定したもので、「民主的」ではない。

他方英國式では、全員の視線が食卓の両脇の主

賓やホステスにばかり向けられて、食卓の中央部

がしらけてしまう。

そこで、一般の会食では、英國式とフランス式をミックスした席次が好まれる。ホステスとホストは英國式で、主賓はフランス式とかである。ドイツであろうが、イタリアであろうが、似たよう

な状況である。

西洋の会食で最も大切なのは、会話であり、客がどのように座れば会話を弾むかということを念頭において席次を決める。隣席の客と言葉が通じるかどうかも重要なポイントである。時にはホステス自身の個性をアピールするねらいもあって、「想定外」の席次でみんなを湧かせることもある。

パリで、80歳の貴族出身の高名な学者の誕生日は、ホステスの右側、第二席の上客（男性）は左側に座る。同伴者（女性）はそれぞれホストの右側と左側に座る。しかしこのような厳格な席次は、ノーベル賞授賞式の晩餐会や宮中晩餐会でなければお目にかからない。

そこで、一般の会食では、英國式とフランス式をミックスした席次が好まれる。ホステスとホストは英國式で、主賓はフランス式とかである。ドイツであろうが、イタリアであろうが、似たよう

がしらけてしまう。

《表紙写真》
高台寺・観月台
(秀吉が愛し伏見城から移したといわれる)